

決 定 書

平成元年（不再）第62号事件 再 審 査 申 立 人	西日本旅客鉄道株式会社
平成元年（不再）第63号事件 再 審 査 申 立 人	日本貨物鉄道株式会社
平成元年（不再）第62号事件 平成元年（不再）第63号事件	
再 審 査 被 申 立 人	国鉄労働組合近畿地方本部
平成元年（不再）第62号事件	
再 審 査 被 申 立 人	X 1
平成元年（不再）第63号事件	
再 審 査 被 申 立 人	X 2

主 文

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人国鉄労働組合近畿地方本部、同 X 1 及び同 X 2 の救済申立てを却下する。

理 由

1 初審救済申立て及び初審命令

- (1) 本件の初審申立ては、本件再審査被申立人である国鉄労働組合近畿地方本部（以下「近畿地本」という。）、X 1（以下「X 1」という。）及びX 2（以下「X 2」という。）が申立人となり、本件再審査申立人である西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）を被申立人として、昭和63年2月10日に京都府地方労働委員会（以下「京都地労委」という。）になされた。

初審における請求する救済内容の要旨は、①西日本会社は、X 1を昭和62年4月1日以降同社の職員として取り扱い、同日以降同人が受け取るべき賃金を支払うこと、②貨物会社は、X 2を昭和62年4月1日以降同社の職員として取り扱い、同日以降同人が受け取るべき賃金を支払うこと及び③ポストノータイスの3点である。

- (2) 平成元年5月31日、京都地労委は、西日本会社及び貨物会社に対し、①X 1を昭和62年4月1日付けで西日本会社の職員として採用したものとして取り扱い、同日以降就労させるまでの間の賃金相当額（既に日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）から支払われた金額を除く。）を支払うこと、②X 2を昭和62年4月1日付けで貨物会社の職員として採用したものとして取り扱い、同日以降就労させるまでの間の賃金相当額（既

に清算事業団から支払われた金額を除く。)を支払うこと及び③X1及びX2を採用しなかったことが不当労働行為であったことを内容とする文書の交付を命ずる旨の救済命令を発した。

2 再審査申立て後の経過

- (1) 西日本会社及び貨物会社は、この救済命令を不服として、平成元年6月14日、当委員会に再審査を申し立てた。
- (2) X1及びX2は、昭和62年4月1日から清算事業団の職員として関西雇用対策本部京都雇用対策支所に所属していたものであるが、いずれも本件再審査結審後の平成2年3月31日に清算事業団を退職し、同年4月1日付けで大阪労働基準局に採用された。
- (3) その後、近畿地本から当委員会に対し、平成8年8月28日付けをもって、「不採用につき救済を求めているX1、X2の両名から再審査被申立人組合宛別添の文書が提出されましたので、再審査被申立人組合としては、本件について救済を求めないこととしました。」との上申書が提出された。

上記の「別添の文書」として提出された、X1、X2両名の同年7月25日付ける上申書には、それぞれ、「平成2年4月1日付けで大阪労働基準局に採用されたことをふまえて、現在では救済を求める意思がないことを表明します。」と記載されていた。

3 当委員会の判断

上記2の(3)の上申書の趣旨は、再審査被申立人らが、本件初審救済申立てを維持する意思を放棄したものと解するが相当である。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項の規定により準用される同第34条第1項第7号及び同条第4項の規定にもとづき、主文のとおり決定する。

平成8年11月27日

中央労働委員会

会長 山口 俊夫 ㊟